

お客様各位

このたびは弊社システムをご導入いただき誠にありがとうございました。つきましては毎月の振込のお手間や振込手数料のご負担をいただくため、アプラスの口座振替（オートネットサービス）によるお支払いを推奨させていただいております。以下ご確認の上、お手続きいただきますようご案内申し上げます。



■アプラスとは、「オートネットサービス」という集金代行等を行っている新生銀行グループの集金代行業者です。

■アプラスの「オートネットサービス」

- ・ 毎月 27 日に口座振替（自動引落）
- ・ 振込の手間がかかりません。
- ・ 振込手数料がかかりません。（手数料は弊社が負担いたします）
- ・ 全国の金融機関ネットワークを活用することで、日常利用している口座を振替口座として指定いただくことが可能です。

※ 月 日までに振替依頼書を弊社宛にご返送いただきますようお願い申し上げます。

※ ご不明な点がありましたら、弊社営業担当までお問合せください。（電話 03-5436-1550）

株式会社インテックア

**【記入例】**

金融機関用		年 月 日
委託者コード	区分	預 金 番 号
3 0 0 0 8 9 0 0		0 3 0 0 0 8
委託者名等	株式会社 インテックア	
料金の種類等	システム保守料金	
<b>シナガワクリニック</b>		
契約者名	<b>品川クリニック</b>	
ご住所	〒000-0000 東京都品川区西五反田 7-22-17 TEL 03-5436-1550	

**アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)**

収納企業 株式会社 アプラス

ゆうちょ銀行		ゆうちょ銀行以外の金融機関	
種別コード	種別コード	金融機関コード	支店コード
166	34	00	000
通帳記号	通帳番号	口座番号	口座番号
1	0	1234567	1234567
フリガナ	金融機関	お届け印	印
品川 一郎	シナガワ イチロウ	アプラスの指定する日	14日または27日

**預金口座振替規定(ゆうちょ銀行は除く)**

- 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を指定口座から引落しのうえ、お支払いくたさい。この場合、預金残高は自動的に減少しますが、現金請求、河川費、税金等の支払、または小売等の振込はいたしません。
- 本規定において、請求書記載金額が振込口座の残高より不足する場合は、不足分は翌月の請求書に付記し、繰り越すものとさせていただきます。また、振込日以降に振込済とされても責任はございません。この旨をお知らせする旨、振込口座の残高より不足する場合は、不足分は翌月の請求書に付記し、繰り越すものとさせていただきます。また、振込日以降に振込済とされても責任はございません。
- お振込の指定された場合は、請求書に記載された日をもって振込を完了とさせていただきます。振込日当日に振込が完了しない場合は、振込済とさせていただきます。また、振込済とさせていただきます。また、振込済とさせていただきます。また、振込済とさせていただきます。
- 上記規定に基づき、お振込の請求書、または振込済とさせていただきます。また、振込済とさせていただきます。また、振込済とさせていただきます。また、振込済とさせていただきます。
- この規定を二重に適用してはならないものとさせていただきます。また、振込済とさせていただきます。また、振込済とさせていただきます。また、振込済とさせていただきます。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み機能が適用されます。

不備な郵便 〒542-8515 大阪府中央区南船場1丁目17番26号 アプラスビル  
株式会社アプラス オペレーションセンター 二重印刷部

①医療法人や個人名の場合もあります。

②金融機関コード、支店コードを必ず記入してください。

③口座番号を記入してください。

④預金種別を忘れずに○をしてください。

⑤口座名義は正確にご記入ください。

⑥金融機関お届け印は2箇所を押印してください。

記入漏れや、印鑑の押し忘れ(2箇所)が大変多くっております。金融機関から差戻しになることもありますので、記入後、もう一度ご確認をお願いします。

こちらの申込書は、記入漏れがある場合ご本人様しか修正・加筆出来ません。必ずお確かめの上ご提出くださいますようお願い申し上げます。

委託者コード	区分
3 0 0 0 8 9 0 0	

顧 客 番 号									
0 3 0 0 0 8									

委託者名等	株式会社 インテクア
料金の種類等	システム保守料金

(フリガナ)	
契約者名	
ご住所	〒  TEL — —

## アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収・加)

収納企業 **株式会社 アプラス** 私は、左記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。(ゆうちょ銀行は除く)

ゆうちょ銀行				ゆうちょ銀行以外の金融機関			
種目コード	種別コード	払込先加入者名	株式会社 アプラス	金融機関コード		支店コード	
166	34	払込先 口座番号	00920-6-15030		銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		本店 出張所 御中
通帳記号		通帳番号 (右からつめてご記入ください)		預金種別		口座番号 (右からつめてご記入ください)	
1	0			1 普通 (総合口座)	2 当座		
フリガナ				金融機関 お届け印		振替日・払込日	
口座 名義 人				印		アプラスの指定する日 <b>14日または27日</b> (非営業日の場合は翌営業日)	

※ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

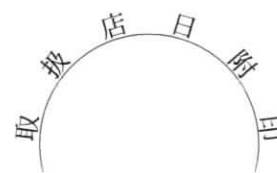
### 預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行は除く)

- 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻し請求書の提出、または小切手の振出しはいたしません。
  - 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額 (当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む) を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。また、指定日以降に再度振替えられても異議はございません。
  - この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、貴行はこの契約が終了したものと、お取扱いいただいても差し支えありません。
  - 振替日の変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議はございません。
  - 上記顧客番号につき、別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効とお取扱いいただいても差し支えありません。
  - この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。
- 振替日 (払込日) 株式会社 アプラスの指定する日 (非営業日の場合は翌営業日)  
振替開始日 (払込開始日) 株式会社 アプラス及び関係金融機関の事務手続完了次第

不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけ、至急アプラスにご返送ください。

金融機関記入欄	1. 印鑑相違	6. 預金取引なし	検 印	印鑑照合	受 付 印
	2. 印鑑不鮮明	7. 支店名相違			
	3. 預金種目相違	8. その他			
	4. 口座番号相違 ( )				
	5. 名義人相違				

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。



不備返却先 〒542-8515 大阪市中央区南船場1丁目17番26号 アプラスビル  
株式会社アプラス オペレーションセンター 口座振替係